

【イタリア】 苦痛を和らげる医療に関する法律の制定

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* 2010年3月、末期の癌や慢性的な疾病の激しい痛みの緩和ケアや治療を積極的に推進することを可能とする法律が成立した。様々な場で与野党が激しく対立することの多いイタリアにおいて、この法案に関しては、審議過程でいくつかの修正が行われたものの、最終的に、上下両院ともに全会一致で可決され、この4月3日から施行されている。

緩和ケア及び痛みの治療における後進性と法律の制定

強力な鎮痛剤を用いても患者の激しい苦痛を積極的に軽減すべきであるという考え方が、国際的に一般的となっているにもかかわらず、イタリアは、この分野での遅れが著しい国である。医療におけるモルヒネ等麻薬性の鎮痛剤の使用量は、他の欧州先進諸国に比べて、きわめて低い水準にある。その要因の1つは、麻薬性鎮痛剤の使用に対する強い規制であった。そこで、2001年2月8日の法律第12号「痛みの治療においてアヘン系鎮痛薬の使用を推進するための規則」を制定して、それらの規制の緩和が図られたが、それでも、他の国々とのギャップは大きくなるばかりであった。

イタリアにおける「後進性」の他の要因として、国民の間に、麻薬性鎮痛剤に対する理解が乏しく、警戒心も根強いことがある。ある調査によれば、緩和ケアという言葉そのものを知らない国民は40%以上に上るといふ。緩和ケアに精通した専門医の不足、医療関係者や医学生に対する専門教育の不足のほか、緩和ケアや痛みの治療の地域間格差などの構造的な問題も指摘されている。

このたび制定された、2010年3月15日の法律第38号「緩和ケア及び痛みの治療へのアクセスの保障に関する規定」は、こうした現状を打破し、激痛に苦しむ患者がみな等しく緩和ケアや痛みの治療を受けることができるような体制を全国レベルで打ち立てようとするものである。第1条に謳われているように、「すべての国民が苦痛の緩和ケア及び痛みの治療を受ける権利を有する」のであり、この法律は、その権利を守り保障することを目的としている。さらに、これらのケアや治療を行う医療機関は、患者の尊厳と独立性を尊重し、患者のQOL(生活の質)を、その最期に至るまで維持し、かつ、高め、患者とその家族に対する適切な医療及び社会福祉的な援助を行うという原則に従って、ケアや治療の計画をたてるべきであるとしている。これまで厳しく制限されていた、小児に対する麻薬性鎮痛剤の使用が緩和されることも特筆される。

法律の概要—麻薬性鎮痛剤の積極的投与から緩和ケア・痛みの治療のネットワークまで

12か条から成る本法の第1条は、すでに触れたように、本法の目的を提示し、第2条は、緩和ケア、痛みの治療、施設看護、在宅看護など、本法における専門的な用語の定義を規定、第3条は、所管官庁である保健省の、この分野における権限に言及し

ている。この法律の主要部分である第4条以下の概要は次のとおりである。

- ・保健省は、2010年より3年にわたり、国民に対し、緩和ケア及び痛みの治療についての啓発的なキャンペーンを組織的に行い、そのための予算も計上する（第4条）。
- ・病院、ホスピス等の医療機関は、緩和ケアと痛みの治療の、それぞれのネットワークを全国レベル及び州レベルで構築する。ネットワークの構築により、それらの均質な水準を確保する。また、全国的に均一な料金の体系も決定される。（第5条）。
- ・保健省と州の間で2001年に締結された協定に規定されている『『痛みなき病院』プロジェクト』実現に向けての活動を強化し、予算措置を講じる（第6条）。
- ・すべての医療機関において、患者の苦痛の特徴や程度とその変化、鎮痛の方法、使用した薬剤と投与量、鎮痛効果等をカルテに記録することが義務化される（第7条）。
- ・教育・大学・研究省は、保健省と連携して、緩和ケア及び痛みの治療に携わる医師及び医療従事者の育成、彼らの知識や技術のアップデートのための特別な教育課程を設ける（第8条）。
- ・保健省は、全国レベルでの緩和ケア及び痛みの治療の状況を監視する。州は、同省の活動に対し、有益な情報やデータを提供するとともに、同省の保有する情報やデータにアクセスすることができる（第9条）。
- ・苦痛緩和ケア及び痛みの治療に使用される薬剤の処方・投与について定められた手続を大幅に簡略化する（第10条）。この条は、1990年10月9日の大統領令第309号「麻薬及び向精神薬並びに薬物依存の予防、ケア及びリハビリテーションについての規定に関する統一法典」における複数の関連条項を改正する形式を採っている。
- ・保健省は、毎年12月31日までに、第9条に規定する監視により得られた情報やデータにも言及しつつ、本法の実施状況について述べた報告書を議会に提出しなければならない（第11条）。

さらに、最後の第12条では、2010年から2012年の財政措置が規定されている。

法律制定に歓迎の声

現在、緩和ケアや痛みの治療を必要とする患者は、癌や進行性疾患の患者など、全国で25万人にのぼると見積もられ、他に、子どもの患者11,000人が存在すると見られている。これらの人々やその家族にとって、この法律の制定は、この上ない朗報であると歓迎されている。新聞等の報道も、この分野の医療における「大きな一歩」、「ようやく他のヨーロッパ諸国と肩を並べることができる水準」と評価し、革新的できわめて重要な法律であるとする声が大勢を占める。他方、緩和医療の延長線上にある、より重い課題—尊厳死に関わる課題は、リビング・ウィル法案（注）として議会で審議中であるが、その解決については、この先も難航が懸念されている。

注

- ・萩原愛一「【イタリア】ある女性の尊厳死をめぐる一政治的波紋と法整備の動き」『外国の立法』No.239-1, 2009.4, pp.12-13.